

守山市ケアマネジメントに関する基本方針(案)の策定について

第3回介護保険運営協議会の後に委員の皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、「守山市ケアマネジメントに関する基本方針（案）」を修正しました。

主な修正点等については、次のとおりです。

《主な修正点》

P1 地域包括ケアシステムのイメージ図

- ・自治会、民生委員・児童委員、歯科医師等の追記、地域での活動等を含め、守山市版地域包括ケアシステムのイメージ図に変更

P3 「4 ケアマネジメントに関する基本方針」（2）介護予防の基本方針 エ

- ・自治会、インフォーマルサービスに関する記載を追記

P5 「6 ケアマネジメントに関わる対象者、関係者等の役割」

- ・医療機関の役割を追記

※ その他

全体を通じて、文言、表現の修正を行っています。